

西東京市交通安全計画（素案）の概要

1 西東京市交通安全計画とは

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法の規定により、西東京市交通安全対策会議が、東京都の交通安全計画に基づき作成するものです。西東京市の区域における陸上交通の安全に関する大綱です。計画期間は平成 23 年度から 27 年度（5 年間）です。

2 計画の基本的考え方

人命尊重の理念に立って、市民が安全で安心して生活ができる交通事故のない「まち」を実現するための総合的交通安全対策を講じます。

交通事故の状況と課題

都内の交通事故による死傷者数は減少しています。また、市内においても、毎年、交通事故発生件数、死傷者数ともに減少しています。

しかしながら、高齢者・自転車による事故の占める割合は多く、その対策が必要となります。

施策の方向

交通安全対策を効果的に推進するために重点施策として、ア 高齢者の交通安全の確保、イ 自転車の安全利用の推進、ウ 二輪車事故の防止、エ 飲酒運転の根絶を定めます。施策として、道路交通環境の整備 交通安全意識の普及及び徹底 救助・救急体制の整備 被害者の支援 公共交通の安全確保等を推進します。

計画の推進

交通事故件数や死傷者数が減少傾向にある中で、さらに交通事故をなくし、安全で安心なまちづくりをするため、各種交通安全対策を関係機関である行政機関や交通関係団体、ボランティア等と連携して、効果的な交通対策を推進し、市民を交通事故から守っていきます。

3 講じようとする施策

道路交通環境の整備

交通安全の推進には、人、自転車、自動車が安全で円滑に通行できる道路や施設など道路交通環境の整備が不可欠です。そのため、道路の整備、交通安全施設の整備、渋滞対策などの施策を推進します。

交通安全意識の普及及び徹底

交通安全の基本は、市民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身に付け、交通事故防止のため実践することです。そのため、交通安全教育を推進するとともに、広報啓発活動の充実・強化により、交通安全意識の高揚を図り、また飲酒運転の根絶のための規範意識の確立を目指します。

救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の尊い命を救うため、高度な知識と専門的な救助・救急技術を持った隊員の育成並びに車両、資器材の整備によって、救助救急体制の充実を図ります。また、救急医療機関等との連携を強化し、応急手当の普及啓発を推進します。

被害者の支援

交通事故に関する被害者等からの様々な相談への的確な対応は、被害者の支援に有効です。交通事故相談など交通事故被害者等に対する支援に努めます。

公共交通の安全確保

公共交通は、利用者の常に高い信頼性を確保していく必要があります。

また、公共交通の事故は、ひとたび発生するとその被害は甚大なものとなり、他の交通手段の代替利用など市民の交通行動にも重大な影響をもたらします。そのため、交通環境の整備・安全な運行の確保を図ります。